**武豊町社会福祉協議会　ボランティアセンター登録要綱**

**第１条 目　的**

この要綱は、武豊町における非営利の自主的、主体的なボランティア活動推進を図るため、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）へのボランティア登録について必要な事項を定める

**第２条 登録の種類**

登録の種類は、次の定めるとおりとする

（１）ボランティアグループ登録

（２）個人ボランティア登録

**第３条 ボランティア登録要件**

ボランティア登録要件は、登録の種類ごとに次の要件を備えているものとする

（１）ボランティアグループ登録

ア 原則３名以上の会員で構成されていること。（会長・会計・監査）

イ 活動の半数以上を武豊町で行い、自主的で継続的な活動であること

ウ 活動に伴う実費弁償を除いて無報酬であること

エ センターが関わる行事に積極的に参加協力する意思があること

オ その他、特に会長が認めたもの

（２）個人ボランティア登録

ア 活動の半数以上を武豊町で行い、自主的で継続的な活動であること

イ センターと連携をとりながら、ボランティア活動を行う意思があること

ウ センターが関わる行事に積極的に参加協力する意思があること

エ その他、特に会長が認めたもの

**第４条 登録による特典**

センターに登録したボランティアグループ及び個人ボランティアは、次の特典を受けることができ

るものとする

（１） ボランティア活動保険に加入する場合、掛金の一部補助を受けることができる

（２） 武豊町中央公民館利用料の減免を受けることができる（ボランティアグループ登録のみ）

（登録の次年度から対象）

（３） 社会福祉法人武豊町社会福祉協議会ボランティアグループ事業助成に応募することができる（ボランティアグループ登録のみ）（登録から１年以上のボランティアグループ対象）

（４） センターよりボランティアに関する情報の個別送付を受けることができる（ボランティアグループについてはグループの長のみ）

（５） センター備品の貸し出しを受けることができる

（６） センターによるボランティア活動の斡旋及び紹介を、継続的に受けることができる

　　　 （たけとよのふくし、ボランティアセンターだより「スマイル」、ホームページ等の掲載）

**第５条 ボランティアの登録方法**

センターに登録に必要な書類

➀ボランティア登録申請書（グループは【様式１号➀】並びに個人は【様式１号②】）

②ボランティアセンター登録者名簿【様式２号】

③会則（規約）【参考様式１号】

④前年度活動実績【参考様式２号】

上記の書類をセンターに提出するものとする（個人は、【様式１号②】のみ）

**第６条 ボランティア登録の更新**

ボランティア登録の更新は、年度毎の４月中をもってに行うものとする

更新時は、第５条の➀②④の書類を提出する

③の会則（規約）については、変更があった場合のみ再度提出するものとする

**第７条 ボランティア登録の解除**

ボランティア登録を解除する場合は、ボランティア登録解除届【様式３号】をセンターに提出するものとする。

**第８条 その他**

この要綱の実施に関し、必要な事項は、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会長が別に定める。

**附則**

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。